明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**法務**五）　一

〔告　示〕
○文化財を登録有形文化財に登録する件（**文部科学**一五）　二
○登録有形文化財の登録を抹消する件（**同**一六）　四
○登録有形文化財の名称を変更する件（**同**一七）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**三〇六～三一三）　六
○令和三年度以降の五年間についての石油備蓄目標（**経済産業**一八）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**一八五）
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（**同**一八六）
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（**同**一八七）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一八八、一八九）
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**四一）
○道路に関する件（**同**四二、四三）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中国地方整備局**一二）
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**七、八）

〔国会事項〕
内閣　最高裁判所

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔資　料〕
令和三年十二月中国際収支状況（速報）及び令和三年中国際収支状況（速報）（財務省）

〔公　告〕
諸事項

官庁
財団関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他

省令

○法務省令第五号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月十七日

法務大臣　古川　禎久

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第六条の四　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の患者又はその疑いのある者であって、その処遇及び当該感染症の感染の拡大の防止のための措置に特別の配慮を要すると認められる被保護者に係る宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、被保護者一人一日につき六千円を加算する。	［条を加える。］
（宿泊費） **第十一条**　宿泊供与に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千五百四十四円とする。	（宿泊費） **第十一条**　宿泊供与に要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千五百円とする。
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和三年十二月二十日から適用する。

2　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。